

第5章

資料編

1 地区社会福祉協議会について

地区社会福祉協議会は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、住民が主体となり組織されている任意団体で、自治会、民生委員児童委員協議会等を中心に、老人クラブ、子ども会、福祉施設等の地域の様々な組織、団体で構成されています。

さいたま市には、48の地区社会福祉協議会があり、それぞれの地域の特色を活かした事業を展開しています。

さいたま市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、研修会の実施などによる支援を行います。



地区社会福祉協議会の地域

区	地区社協名	地域
西 区	指扇	大字指扇、大字指扇領別所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻、大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領々家
	馬宮	大字西遊馬、大字土屋、大字飯田新田、大字塚本、大字植田谷本村新田、大字二ツ宮、湯木町1・2丁目、塚本町1～3丁目、プラザ
	植水	大字島根、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川、大字昭和
	内野	三橋5・6丁目、宮前町
北 区	日進	日進町1～3丁目、櫛引町2丁目、大成町4丁目
	宮原	宮原町1～4丁目、吉野町1・2丁目、別所町、奈良町
	植竹	東大成町1・2丁目、植竹町1・2丁目、盆栽町
	大砂土	土呂町、土呂町1・2丁目、今羽町、本郷町、見沼1～3丁目
大宮 区	大宮南	北袋町1・2丁目、吉敷町1～4丁目、浅間町2丁目、天沼町2丁目、大原6・7丁目
	大宮中部	大門町1～3丁目、仲町1～3丁目、下町1～3丁目、東町1・2丁目、天沼町1丁目、浅間町1丁目、宮町1丁目
	大宮北	高鼻町1・3・4丁目、土手町1～3丁目、宮町2～5丁目
	大宮東	堀の内町1～3丁目、高鼻町2丁目、寿能町1・2丁目
	桜木	桜木町1～4丁目、錦町
	大成	大成町1～3丁目、櫛引町1丁目
	三橋	三橋1～4丁目、上小町
見沼 区	大砂土東	大和田町1・2丁目、堀崎町、島町、島町1・2丁目、東大宮1～7丁目、砂2丁目、大字砂
	片柳	大字片柳、片柳1・2丁目、片柳東、大字山、大字染谷、染谷1～3丁目、大字東新井、大字笹丸、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字中川、大字上山口新田、大字西山村新田、大字新右エ門新田、大字加田屋新田、大字西山新田、大字見山、加田屋1・2丁目
	七里	大字膝子、大字大谷、大字蓮沼、大字風渡野、大字東門前、大字東宮下、東宮下1～3丁目、大字新堤
	春岡	大字深作、深作1～5丁目、春野1～4丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1～4丁目、大字小深作、卸町1・2丁目、春岡1～3丁目
中央 区	与野	上峰1～4丁目、円阿弥1～7丁目、大戸1～6丁目、上落合1～9丁目、桜丘1・2丁目、大字下落合、下落合2～7丁目、新中里1～5丁目、八王子1～5丁目、本町東1～7丁目、本町西1～6丁目、新都心
	鈴谷	鈴谷1丁目～9丁目
桜 区	大久保	大字上大久保、大字下大久保、大字大久保領家、大字神田、大字白鋤、大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本
	土合	西堀1～10丁目、田島1～10丁目、新開1～4丁目、大字道場、道場1～5丁目、町谷1～4丁目、南元宿1・2丁目、中島1～4丁目、栄和1～6丁目、山久保1・2丁目、桜田1～3丁目

区	地区社協名	地 域
浦和区	岸・神明	岸町1～7丁目、神明1丁目7～9・18～28、神明2丁目5～25
	中央	高砂1～4丁目、仲町1～4丁目、常盤1～10丁目
	東部	東岸町、東高砂町、東仲町、前地1～3丁目、本太1～5丁目、元町1～3丁目
	北部第一	上木崎1～8丁目、皇山町、大原1～3丁目
	北浦和針ヶ谷	北浦和1～5丁目、針ヶ谷1～4丁目
	北部第二	領家1～7丁目、大原4・5丁目、木崎1～5丁目、大東1～3丁目、瀬ヶ崎1～5丁目、駒場1・2丁目、大字三崎
南区	西	関1・2丁目、鹿手袋1～7丁目、四谷1～3丁目
	西浦和	曲本1～5丁目、内谷1～7丁目、松本1～4丁目
	武蔵浦和	別所1～7丁目、白幡1～6丁目、沼影1～3丁目
	南部	神明1丁目1～6・10～17、神明2丁目1～4、辻1～8丁目、文蔵1～5丁目、根岸1～5丁目、南本町2丁目8・18・19
	大谷場	大谷場1・2丁目、南浦和1～4丁目、南本町1・2丁目1～7・9～17・20～25
	谷田	太田窪2・4・5丁目、大字太田窪、大字円正寺
	大谷口	大字大谷口、大字広ヶ谷戸
緑区	原山	太田窪1・3丁目、原山1～4丁目
	三室	松木1～3丁目、大字三室、馬場1・2丁目、山崎1丁目、宮本1・2丁目、道祖土1～4丁目、大字三浦、大字見沼、芝原1～3丁目
	尾間木	東浦和1～9丁目、大字中尾、大字大間木、大字大牧、大字下山口新田、大字井沼方、大字大谷口の一部
	美園	大字大崎、大字南部領辻、大字中野田、大字上野田、大字高畑、大字代山、大字寺山、大字大門、東大門1～3丁目、大字北原、大字間宮、大字下野田、大字玄蕃新田、美園1～6丁目
岩槻区	岩槻	本町1～6丁目、愛宕町、西町1～5丁目、日の出町、仲町1・2丁目、宮町1・2丁目、美幸町、城南1～5丁目一部、城町1・2丁目、並木1・2丁目、本丸1～4丁目、大字岩槻一部、府内1丁目・2・3丁目一部、加倉1丁目一部・2丁目、東町1・2丁目、西原、西原台1・2丁目、太田1～3丁目
	川通	大字南平野一部、南平野1～5丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字大口、大字大谷、大字大戸、大字新方須賀、大字大森
	柏崎	大字柏崎、原町、大字加倉、加倉1丁目一部・3～5丁目、大字浮谷、大字谷下、大字真福寺、大字横根、城南1～3丁目一部
	和土	大字飯塚、大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田、大字村国、大字南下新井、城南4・5丁目一部、府内2・3丁目一部・4丁目
	新和	大字末田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字高曾根、大字野孫、大字釣上新田、大字尾ヶ崎新田、美園東1～3丁目
	慈恩寺	大字慈恩寺、大字表慈恩寺一部、大字裏慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字南辻、大字鹿室、大字相野原、古ヶ場1・2丁目、大字古ヶ場、上野1・2丁目一部・3～6丁目、大字上野
	河合	大字馬込、大字掛、大字金重、大字平林寺、大字本宿、大字箕輪、大字岩槻一部
	東岩槻	東岩槻1～6丁目、上里1・2丁目、大字表慈恩寺一部、諏訪1～5丁目、上野1・2丁目一部、大字南平野一部

2 第2次計画の見直しに向けたアンケート調査について

本計画の策定にあたっては、地区社会福祉協議会及び地域包括支援センターの皆様にご協力いただき、地域の課題や本会の活動に期待すること等について、アンケート調査を実施しました。

第3章（17ページ～20ページ）においても結果を抜粋し掲載していますが、調査結果の詳細を報告するものです。

1 地区社会福祉協議会アンケート

I 地区社協の基盤整備について

【質問1】 地域福祉行動計画策定の効果について

■ A=とても効果があった ■ B=やや効果があった ■ C=あまり効果はなかった
 ■ D=まったく効果はなかった ■ E=無回答

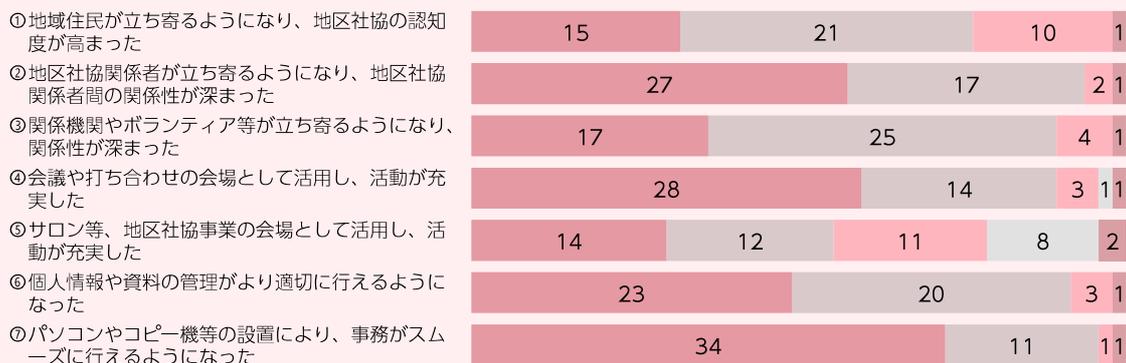
	9地区	27地区	11地区
①策定の過程で、今まで関わりの少なかった地域の関係者や住民との連携が生まれた			
②策定の過程で、地区社協関係者の地域福祉に対する理解が深まった	18	22	7
③策定の過程で、地区社協関係者間の連帯や地域課題や目標を共有することができた	18	23	6
④調査の実施により、地域課題を把握することができた	9	30	6
⑤策定を機に、今まで実施していなかった新たな事業や活動に取り組むことができた	17	23	7
⑥地区社協として取り組むべき活動の優先順位を明確にできた	16	24	7
⑦地区社協として取り組むべき活動を、中長期的な見通しを持って取り組むことができた	16	27	4
⑧調査や計画の公表により、地区社協活動について広く地域住民の理解と協力が得られた	6	21	17
⑨活動が効果的に実施できたかを振り返り、今後の活動に生かすことができた	10	28	8

特に効果があった具体的な内容

- 役員が一新しい年に計画の再策定があったため、新たなスタートの土台になった。
- 地域のニーズに合った（社協の）活動は何かを考えるチャンスになり、高齢者は何を求めているのか知るきっかけとなった。
- 地区社協が今後どのように進んでいくのか、今年度の取り組みがより明確になった。
- サロン活動に関心が高まり、参加者が増えた。今後、元気な高齢者の協力によって、認知症の方々へのサポート、運動などを中心に健康長寿を伸ばす交流の場を増やすため、ボランティアの育成を考えていきたい。
- 自治会長、民生委員児童委員とともに行動計画を策定したため、信頼関係が深まった。

【質問2】 地区社協事務所の設置について

■ A=とても効果があった ■ B=やや効果があった ■ C=あまり効果はなかった
■ D=まったく効果はなかった ■ E=無回答

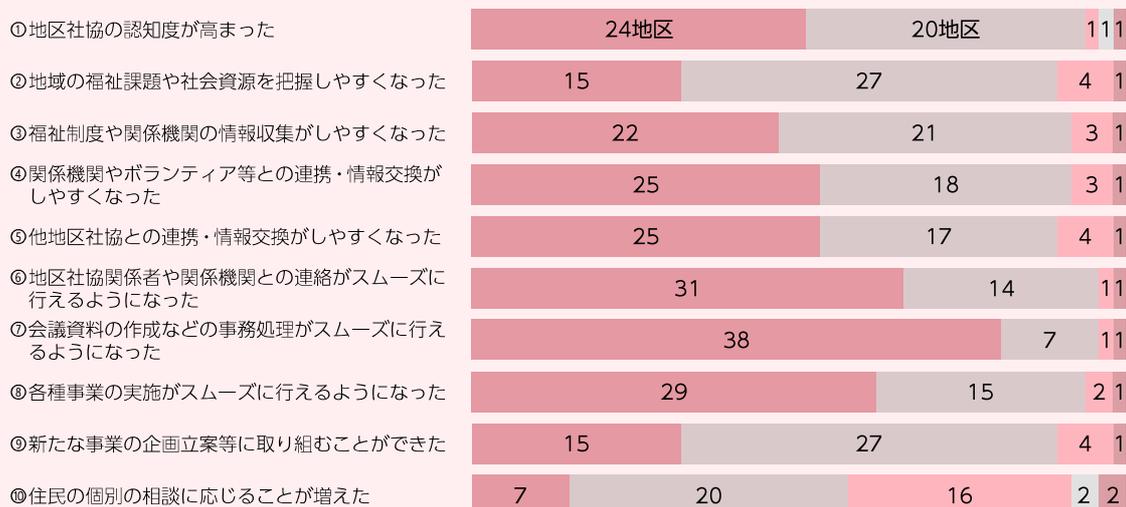


特に効果があった具体的な内容

- ・地区の活動の拠点になった。
- ・事業等の企画を行う場として非常に有効である。
- ・事務所を開設できたことにより、役員や地域住民が気軽に立ち寄ってもらえるようになった。また、パソコンやコピー機等の設置により、事務が大変早く行えるようになった。
- ・事務所の開設に伴い、資料の管理がやりやすくなった。
- ・事務所を拠点として情報交換がスムーズに行えるようになり、各団体やボランティア福祉関係機関との連携が取りやすくなった。

【質問3】 地域福祉コーディネーターの配置について

■ A=とても効果があった ■ B=やや効果があった ■ C=あまり効果はなかった
■ D=まったく効果はなかった ■ E=無回答



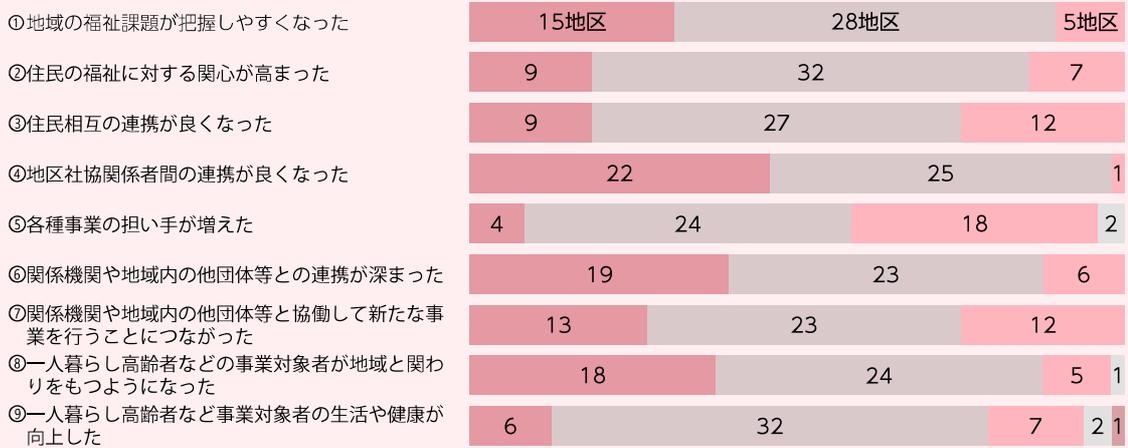
特に効果があった具体的な内容

- ・地区社協の事業報告等事務作業の効率化が進んだ。
- ・役員の負担が少なくなり、他の活動に専念することが出来るようになった。
- ・広報紙の作成や敬老会の実施、連絡がスムーズに行えるようになった。
- ・地域福祉コーディネーター間の交流がはじまり、他地区社協の情報が入手しやすくなった。
- ・きちんとした事務処理、広報活動、課題に対する的確な方向付けなど、地域福祉コーディネーターの助けがなければ活動が進まない。

II 地区社協の活動について

【質問4】 事業を実施した効果について

■ A=とても効果があった ■ B=やや効果があった ■ C=あまり効果はなかった
 ■ D=まったく効果はなかった ■ E=無回答

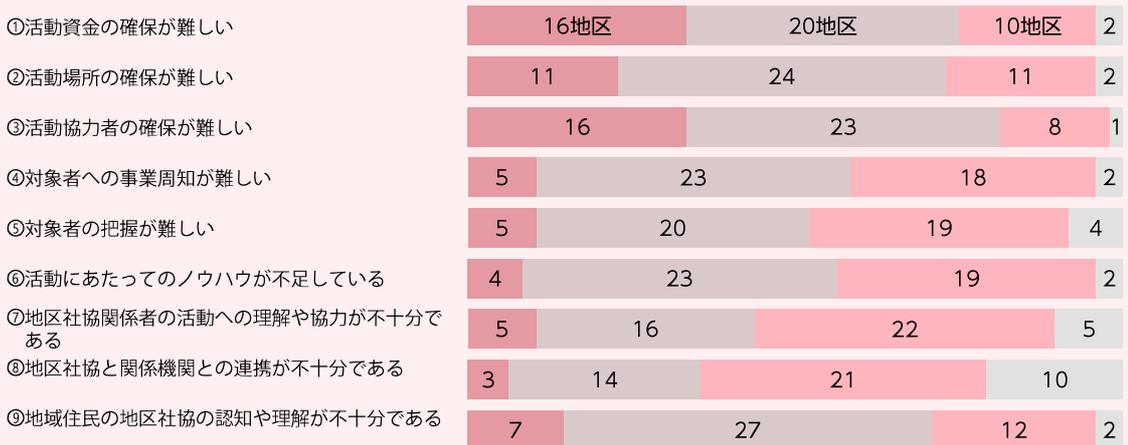


特に効果があった具体的な内容

- ・事業を実施したことによって、一人暮らし高齢者との関わりが深まった。除々に地域の高齢者のサロンへの参加も増えてきている。
- ・高齢者サロンの開設場所を増やしたことにより、一人暮らし高齢者のみならず、広く高齢者の居場所作りに効果があった。

【質問5】 活動にあたっての課題について

■ A=とても課題となっている ■ B=やや課題となっている
 ■ C=あまり課題となっていない ■ D=まったく課題となっていない

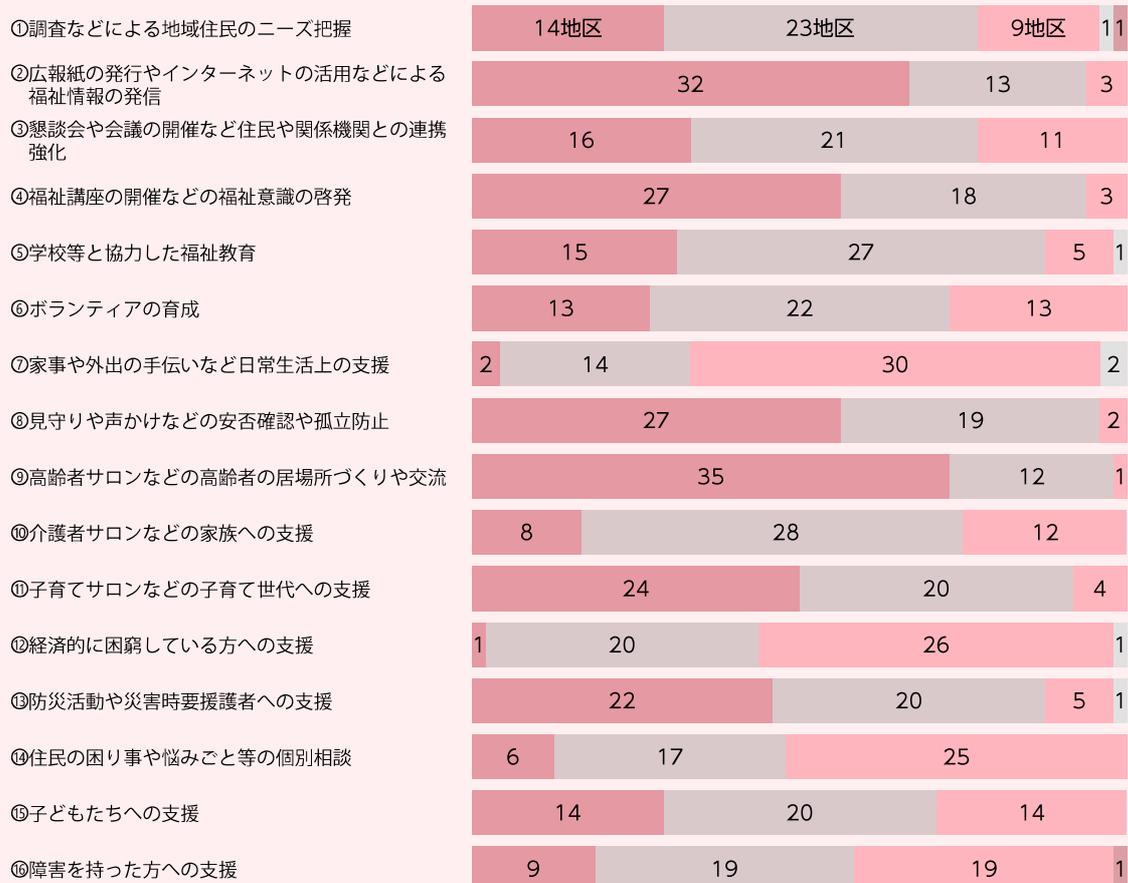


特に課題となっている具体的な内容

- ・空き家対策(サロンとして活用)と活動者のリーダーが必要。
- ・各種事業を広く展開していきたいが、活動資金の確保が難しい。
- ・事業に参加されない方の掘り起こしが課題。
- ・地区社協がイニシアチブをとった事業展開になりきれていない部分が多い。
- ・地区社協の主な活動者は、自治会役員と民生委員となっている。
- ・地区社協への認知や理解を深めてもらう努力が必要。

【質問6】 今後、必要な事業や活動について

■ A=積極的に取り組んでいきたい
 ■ B=できれば取り組んでいきたい
■ C=今のところ取り組む予定はない
 ■ D=重要と考えていない
■ E=無回答

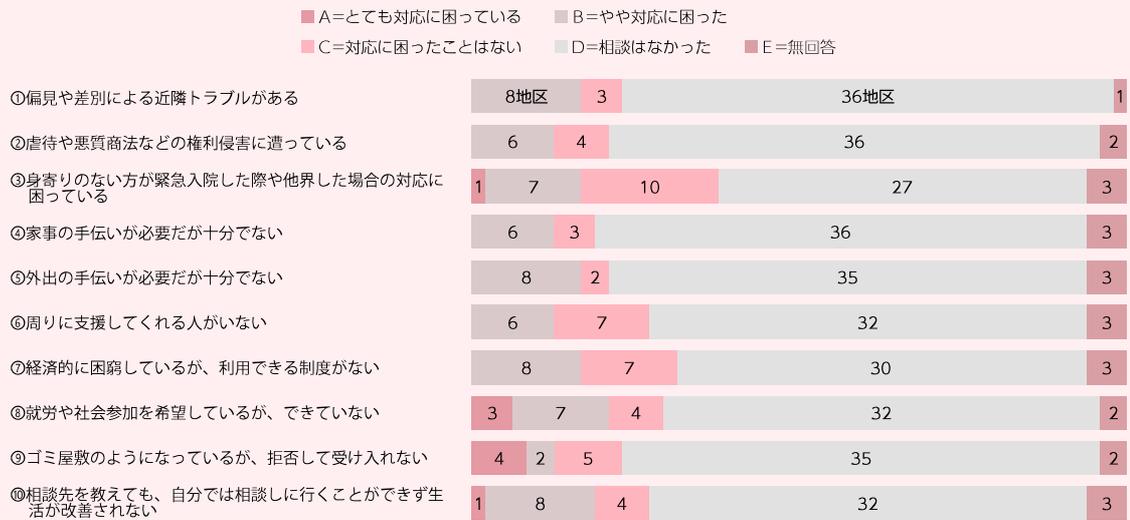


特に取り組んでいきたいと考える具体的な活動

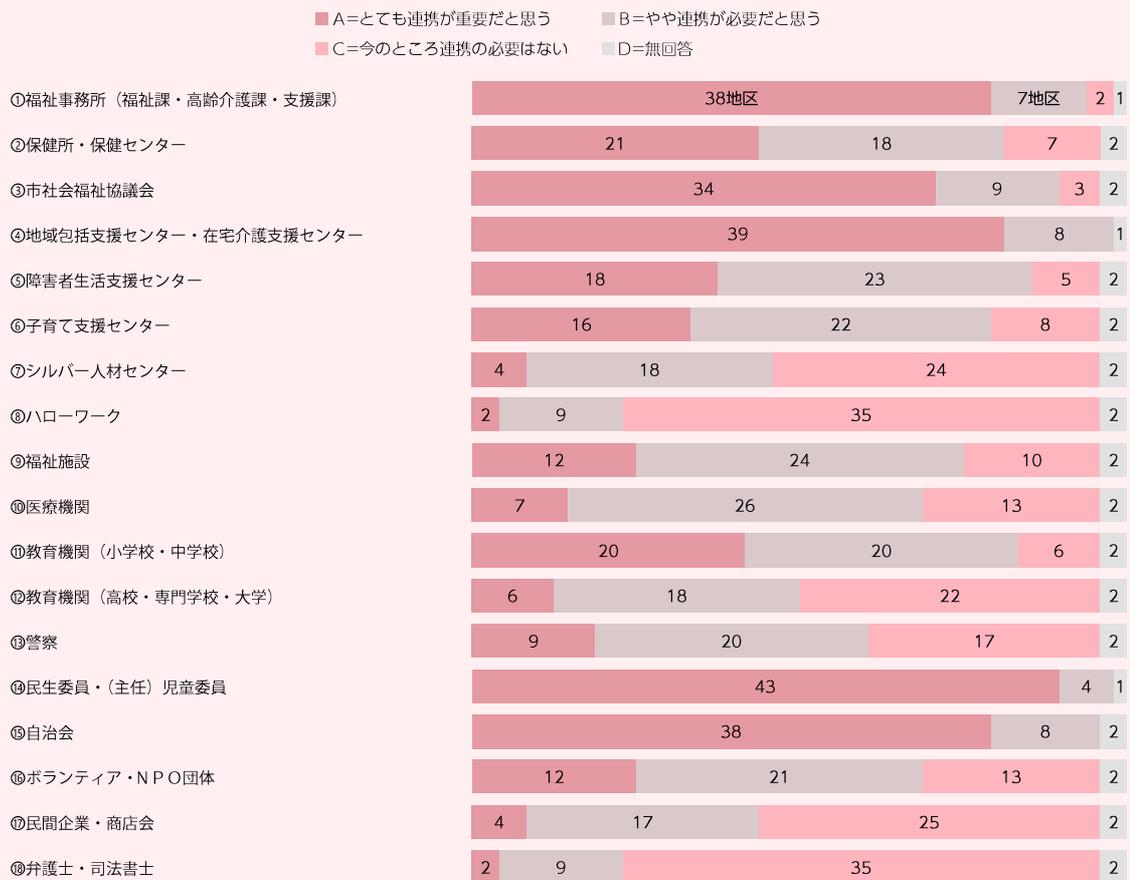
- ボランティアの育成及び組織化。
- 現在の組織、役員体制では限界がある。担い手を増やす取り組みが必要。
- 定年を迎えられた男性の居場所づくりが少ない。
- 地域住民と関連及び関係先とのつなぎ役と地域住民に対する啓発活動こそ、地区社協の役割と考える。
- 一人暮らし高齢者の生活の安全、防災に取り組んでいくことが急務である。
- 広報紙の発行やインターネットの活用などによる地区社協のPRと事業展開の発信。
- 認知症の方を地域で支える取り組み。

Ⅲ 既存の制度で対応できない課題について

【質問7】 既存の制度で対応できない課題について



【質問8】 課題解決のための連携について(連携が必要な機関・団体等)



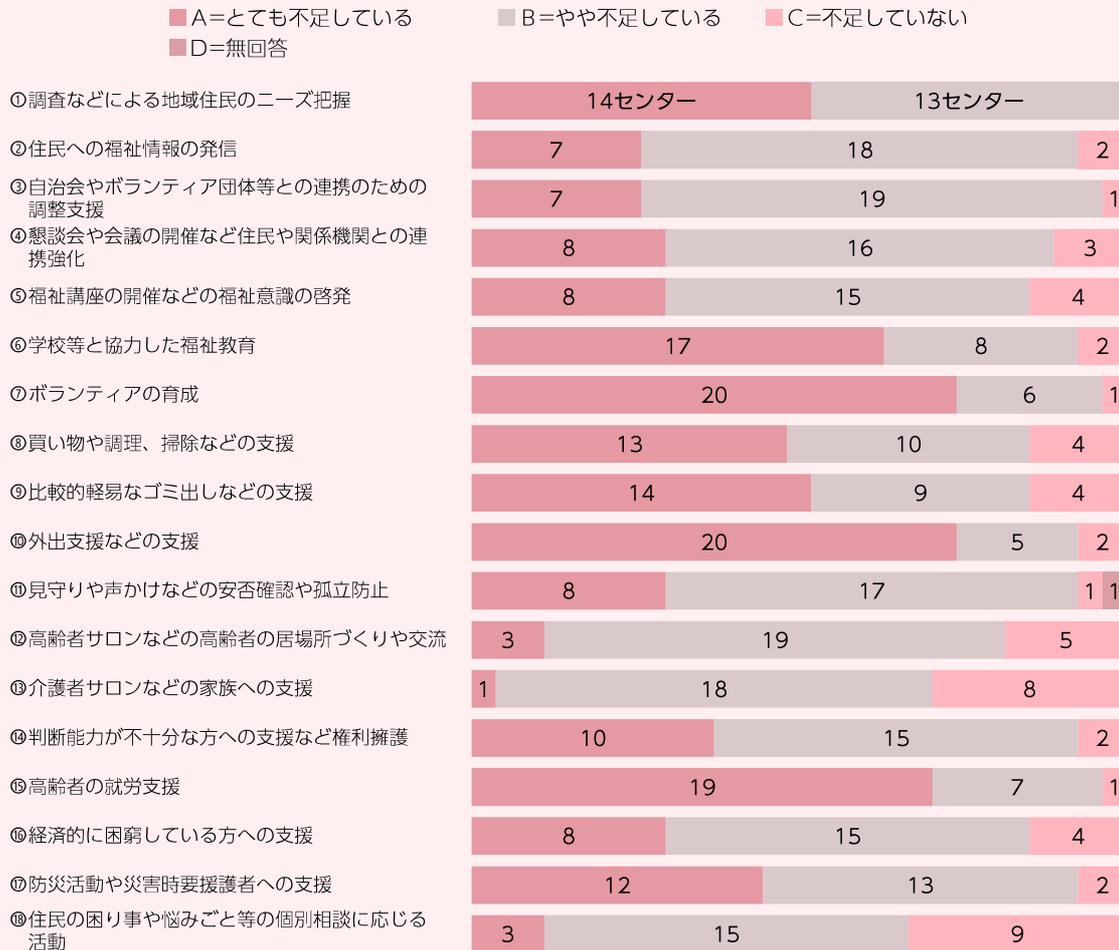
特に連携が必要な機関

- 市社協である。ぜひ、市社協も地区社協の相談に応えられる人材の育成に努力してほしい。
- 地区社協との連携。事業実施状況や成果と課題点、ボランティアの参加状況や募集方法等の共有する場。

② 地域包括支援センターアンケート

I 圏域における社会資源について

【質問 1】 地域の社会資源について



特に充足が必要と考える具体的な内容

- 病院や金融機関に行けず困っている。
- 軽易な支援 (電球交換、窓ふき、草取り等)。
- 住民のニーズ把握。
- ボランティア団体等に関する把握・連携・育成。
- 経済的に困窮している方への支援。

II 社会福祉協議会について

【質問2】 さいたま市社協に期待すること

■ A=積極的に取り組んでほしい ■ B=できれば取り組んでほしい
 ■ C=現状のままで支障はない ■ D=無回答

	18センター	6センター	3センター
①調査などによる地域住民のニーズ把握	18	6	3
②住民への福祉情報の発信	14	8	5
③地区社協やボランティア団体等の活動の充実についての支援	21	6	
④地区社協やボランティア団体等と連絡・連携にあたっての調整支援	19	7	1
⑤ボランティア団体等の地域の社会資源の把握と情報提供	20	5	2
⑥懇談会や会議の開催など住民や関係機関との連携強化	11	13	3
⑦福祉講座の開催などの福祉意識の啓発	9	13	5
⑧学校等と協力した福祉教育	14	10	3
⑨ボランティアの育成	19	7	1
⑩訪問介護等の介護保険サービス	4	5	18
⑪あおぞらサービス等の介護保険外の生活支援サービス	21	4	2
⑫あんしんサポートさいたまや法人後見等の判断能力が低下した方への支援	22	4	1
⑬見守りや声かけなどの安否確認や孤立防止	17	8	1 1
⑭高齢者サロンなど的高齢者の居場所づくりや交流	13	11	3
⑮介護者サロンなどの家族への支援	6	14	7
⑯貸付事業等の経済的に困窮する方への支援	11	10	6
⑰防災活動や災害時要援護者への支援	11	13	2 1
⑱住民の困り事や悩みごと等の個別相談	6	8	13
⑲虐待や悪質商法被害などの権利擁護に関する支援	9	11	7
⑳支援機関が対応に困難を抱えた場合の、支援機関に対する支援	7	13	7
㉑就労支援	9	9	8 1
㉒職業として福祉に関する業務を担う人材の育成	14	7	6

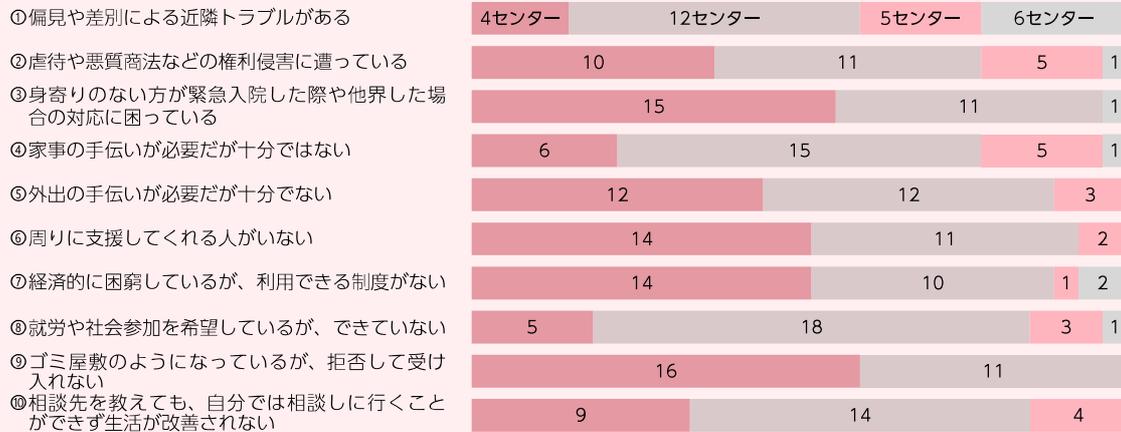
特に進めてほしい具体的な内容

- ・ 介護保険外の生活支援サービス（あおぞらサービス事業協力会員の確保）。
- ・ 学生や住民向けに福祉分野に興味を持っていただけるような講座。
- ・ 住民のニーズ把握。
- ・ 福祉に関わる人材の育成。
- ・ 防災活動や要支援者への支援。
- ・ ボランティアの育成。
- ・ 現場へ出向き、自ら関係機関と顔の見える関係をつくること。

Ⅲ 既存の制度で対応できない課題について

【質問3】 既存の制度で対応できない課題について

■ A=とても対応に困った ■ B=やや対応に困った
 ■ C=特に困ることはなかった ■ D=相談はなかった

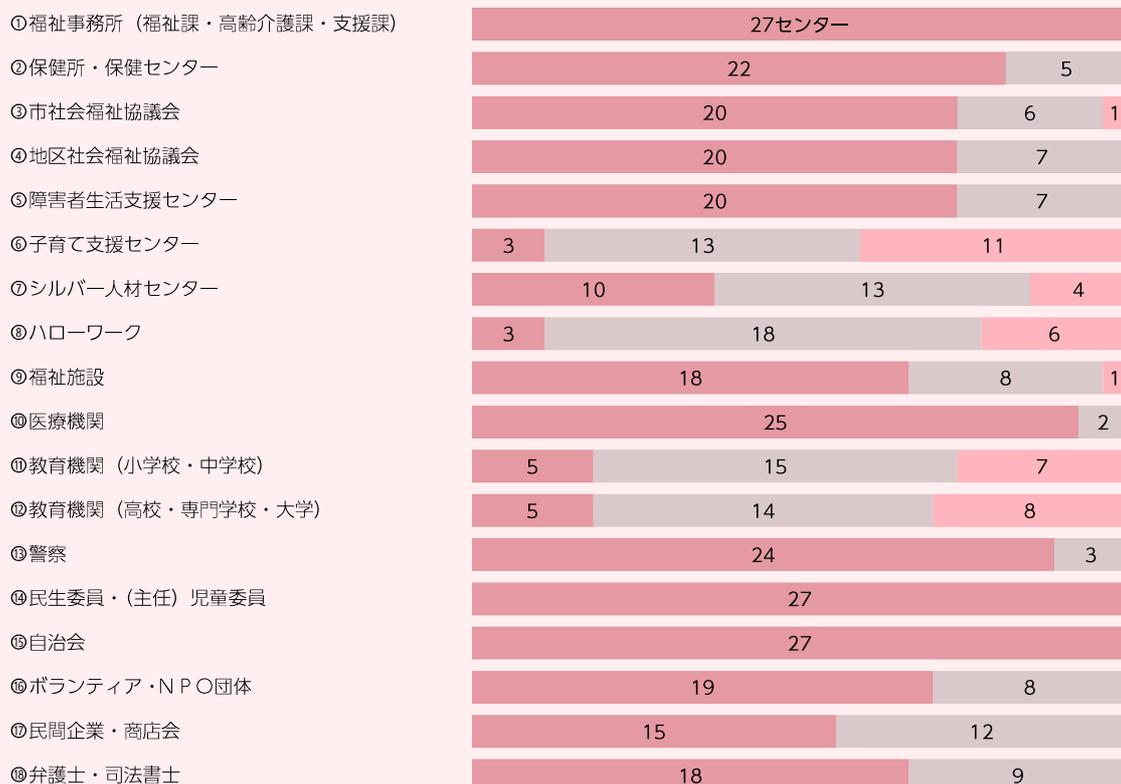


特に対応に困った事例

- ・入院、入所、逝去した場合等に関わる身元保証の問題。
- ・通院や外出時の移動支援。
- ・ゴミ屋敷への対応。

【質問4】 課題解決のための連携について(連携が必要な機関・団体等)

■ A=とても連携が重要だと思う ■ B=やや連携が必要だと思う
 ■ C=今のところ連携の必要はない



3 用語解説

か 行	介護予防・日常生活支援総合事業	<p>市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に 行えるよう、平成23年の介護保険制度の改正において創設され た事業で、平成26年の制度改正により新たに再編成され、現在 は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」から なっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サー ビス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジ メントがあり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第1号 被保険者（高齢者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とす る。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サー ビス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業は、平成29年度末までに全市区町村で実施 するよう、各市区町村で整備が進められている。</p>
	合計特殊出生率	<p>各年次の出生の水準を表すもっとも代表的な指標。人口動態統計 によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算 される。</p>
	子どもの貧困対策法	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることの ないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を 整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対 策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子ど もの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧 困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。</p>
	コミュニティ ソーシャルワーク	<p>生活課題を抱えた人たちが暮らす地域を援助の舞台として、課題 を抱えた人たちの個別援助を行うと同時に、同様のニーズの発生 を予防するために地域の解決基盤を強化していくことを目指す実 践。</p>
	コンプライアンス	<p>社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと。法 令遵守、事業所倫理、リスク管理の一環として信頼性の確保など の意味。</p>
さ 行	障害者差別解消法	<p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相 互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、 雇用、教育、医療、公共交通など障害者の自立と社会参加に関わ るあらゆる分野を対象として、差別を解消するための措置及び支 援措置について定めている。</p>
	生活困窮者自立支援法	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困 窮者に対し、自立相談支援事業の実施、居住確保給付金の支給そ の他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、生活保護に 至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全 国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。</p>

た 行	チームアプローチ	対象者に関する職種や取り巻く人々すべてが、本人の生活の自立や生活の質の向上に向けて対象者と関わるなかで、それぞれの職種がその特徴を活かしながら自分がどの役割を担い、全体としてどのようなサービスを組み立てていくのかを認識すること。
	地域ケア会議	保健・医療・福祉の現場職員を中心に専門家等で構成されている。そして、介護予防・生活支援の観点から介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行っている。
	地域福祉計画	誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支えあうような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画で、各市町村単位での策定が社会福祉法第107条により規定されている。
	地域福祉行動計画	さいたま市内の地区社会福祉協議会ごとに、住民が中心となって地区の課題を明らかにするとともに、それらの課題解決のための取り組みや地区社会福祉協議会活動展開の指針を示した計画。
	地域包括ケアシステム	重度の要介護状態になった高齢者でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目的としている。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区などの日常生活圏域内において、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される体制のこと。
わ 行	我が事・丸ごと	厚生労働省が厚生労働大臣を本部長として平成28年7月に設置した『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』における、地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革の方向性を指している。「我が事」とは、他人事になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりであり、「丸ごと」とは、市町村がそれら地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含め、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含めての「丸ごと」であり、その趣旨に沿って各種の福祉改革が行われていくことになっている。

用語解説は主に次の出典を参考に作成

「社会福祉の動向2017」(中央法規出版株式会社)

「社会福祉用語辞典・第9版」(株式会社ミネルヴァ書房)

4 さいたま市地域福祉推進委員会委員名簿

役職	氏名	所属・職名	区分	
委員長	森田 勝利	さいたま市社会福祉協議会副会長 さいたま市社会福祉審議会委員	市社協	
副委員長	菱沼 幹男	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科准教授	学識経験	
委員	根本 淑枝	さいたま市民生委員児童委員協議会会長 さいたま市社会福祉審議会委員	民児協	平成28年12月就任
委員	鈴木真由美	さいたま市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会部会長 さいたま市社会福祉審議会委員	民児協	平成28年12月就任
委員	中村 清子	特定非営利活動法人ケア・ハンズ代表	関係団体	
委員	田口秀之助	さいたま市障害者協議会会長 さいたま市身体障害者福祉協会会長	関係団体	
委員	山本登志雄	有限会社ナックス代表取締役	関係団体	
委員	邨山由紀子	社会福祉法人欣彰会 高齢者総合サービスセンター敬寿園 七里ホーム副施設長	福祉施設	
委員	清水 恒男	さいたま市保健福祉局福祉部長	行政	平成28年4月就任
委員	三宅 貫三	さいたま市民生委員児童委員協議会会長	民児協	平成28年11月退任
委員	戸部 桂子	さいたま市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会部会長	民児協	平成28年11月退任
委員	志村 忠信	さいたま市保健福祉局福祉部長	行政	平成28年3月退任

改訂

第 2 次
さいたま市
地域福祉
活動計画

社会福祉法人
さいたま市社会福祉協議会
平成29年3月

さいたま市浦和区常盤9-30-22
TEL：048-835-3111
FAX：048-835-1222